

議事日程第1号

令和2年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年12月9日(水) 午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 監査の結果報告
- 3) 陳情の受理及び付託報告
- 4) 所管事務調査結果報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第53号 令和2年度錦江町一般会計補正予算(第9号)について
(町長提出)

日程第6 議案第54号 令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)

日程第7 議案第55号 令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別
会計補正予算(第2号)について
(同上)

日程第8 議案第56号 令和2年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計補正予算(第1号)について
(同上)

日程第9 議案第57号 令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)について
(同上)

日程第10 議案第58号 錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例について
(同上)

日程第 11 議案第 59 号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)

日程第 12 議案第 60 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
(同 上)

日程第 13 議案第 61 号 指定管理者の指定について
(同 上)

散 会

令和2年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和2年12月9日
召集の場所 錦江町議会議場（田代支所庁舎）

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	舞 原 利 博	住 民 生 活 課 長	鶴 園 健 郎
政 策 企 画 課 長	新 田 敏 郎	観 光 交 流 課 長	中 島 裕 二
未 来 づ くり 課 長	高 崎 満 広	産 業 建 設 課 長	田 中 弘 朗
保 健 福 祉 課 長	池 之 上 和 隆	農 業 委 員 会 事 務 局 長	落 司 毅
住 民 税 務 課 長	川 路 洋 志	教 育 課 長	今 熊 武 朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸	財 政 管 財 係 長	山 王 洋 介
建 設 課 長	岩 下 和 文		
産 業 振 興 課 長	宮 園 守		
職務のため出席した者			
議 会 事 務 局 長	冨 尾 俊 一		

令和2年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和2年12月9日（木）午前10時00分
錦江町田代支所議会議場

	(開 会・開 議)
水口議長	ただいまから令和2年第4回錦江町議会定例会を開会いたします。
	(日 程 報 告)
水口議長	これから、本日の会議を開きます。 ここで、傍聴者の皆様へお願いです。本定例会から本会議のインターネット生中継及び録画映像の配信を行います。傍聴席は映像に映りこみますのでご了承ください。 ここで、本日の欠席届について、坪内総務チームリーダーから本会議欠席の届け出がございました。報告を申し上げます。 本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承ください。
	日程第1 会議録署名議員の指名
水口議長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、浪瀬君、3番、染川君を指名いたします。
	日程第2 会期決定の件
水口議長	日程第2「会期決定の件」を議題にいたします。 お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から12月18日までの10日間と決定いたしました。
	日程第3 諸般の報告
水口議長	日程第3「諸般の報告」を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりでございます。 次に、監査委員から令和2年9月18日、10月12日、11月11日実施の例月出納検査の結果報告書、令和2年10月12日実施の随時監査の結果報告書、令和2年10月26日、27日実施の学校分定例監査報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってございます。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりといたしましたので、ご報告申し上げます。

	次に、文教産業常任委員会が実施いたしました所管事務調査の結果について委員長の報告を求めます。笹原文教産業常任委員長。
	(笹原文教産業常任委員長、登壇)
笹原文教産業常任委員長	<p>本委員会において、所管事務調査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。</p> <p>1、調査事件 さつまいもの病害対策について</p> <p>2、調査の経過 令和元年6月18日に副町長、産業振興課長、坂元農政技術補佐の同行のもと種イモ及びバイオ苗によるハウス苗床の現地を調査しました。令和元年9月13日に産業振興課長、坂元農政技術補佐、祝主査の出席を求め「さつまいもの病害対策について～病害のこれまでの経緯及び対策等～」についての説明を求め、その後2ヶ所の圃場を調査しました。令和2年3月9日ハウス苗床の現地を調査しました。令和2年11月19日に産業振興課長、祝主査の出席を求め、「さつまいもの病害対策について～令和2年産の現状と令和3年産に向けた対策等～」について説明を求めました。</p> <p>3、調査の結果または概要 さつまいもの病害は平成30年8月頃から南九州市や鹿屋市で広がりを見せこれまでのつる割病に加え、新たに基腐病が確認されました。平成30年産の大隅地域のさつまいもの作付面積は5,584ha、生産量は12万7,005tで、10a当たりの収量はつる割病や基腐病などによる腐敗イモの増加により1,274kgにとどまり過去10年で最低となり、錦江町においては作付面積127ha、生産量2,634t、反収2,068kgとなったところです。</p> <p>さつまいも腐敗症状の原因については、鹿児島県及び宮崎県の13市郡63圃場から枯れた茎、腐敗塊根を採取し、調査圃場の22%～35%からさつまいも基腐病またはさつまいも乾腐病の病原菌が分離されました。</p> <p>令和元年7月時点において、大隅地域では、被害の発生がない圃場は79%、錦江町では90%となっており、発生原因としては、</p> <p>①苗消毒を行っていない。 ②降水後、圃場内に停滞水が発生しやすい。 ③圃場で過去に塊根腐敗・茎葉枯死症状が発生したことがある。</p> <p>などが大きな要因と考えられます。</p> <p>対策としては、</p>

- ①健全苗を確保し、植え付け前は必ず苗消毒を行い、消毒液は使用日ごとに調製する。
 - ②排水対策を十分に行う。
 - ③圃場の土壌消毒を行い、収穫残渣を除去または耕耘により残渣の分解を促進する。
- などが挙げられます。

錦江町においては令和元年9月4日、宿利原地区1ヶ所と池田地区2ヶ所の被害発生圃場の診断を行い、宿利原ではべにはるかにおいてつる割病が、池田ではコガネセンガン及びべにはるかにおいてつる割病と基腐病の混発が確認され、同一圃場内でも排水の悪い場所に集中して発生していることが分かっています。

今後の取り組みについては、効果的で農家が取り組みやすい防除体系の確立要請、防除効果の高い登録農薬の拡大要請や現地試験等が実施される際の連携・協力など問題解決に向けた要請活動や連携活動の強化、並びに、被害の迅速かつ正確な状況把握及び国・県の試験研究機関等で得られた対応策の速やかな周知徹底による被害の拡大防止など関係機関との連携、広報誌やホームページ等を活用した情報把握の迅速化が必要となってくるところです。

令和2年産の錦江町における作付け状況は、生食用で36.4ha、でん粉用で27.8ha、焼酎用125.7ha、加工食品用8.6haで、前年産より18haの減の計198.8haとなっており、町単独の補助事業を活用した苗床消毒等の対策の実施により、7月までは町内全体の発生が抑えられていましたが、梅雨末期の豪雨、梅雨明け以降の猛暑の影響で8月以降拡大し、9月以降前年以上の発生が見られたため、振興会役員を通じて、予防剤散布の注意喚起、基腐病対策のチラシ配布、早期掘り取り指導の実施等、対応してきたところではありますが、被害はこれまで以上に深刻化している状況にあります。

令和3年産に向けては、圃場残渣の処理、健全な種いもの確保、苗及び苗床の消毒など令和2年産への国からの支援に加え、新たに治療効果のある薬剤（アミスターFL）、継続栽培などへの支援が拡充されることです。

また、病害発生防止のための全さつまいも生産者へのリーフレットの配布と地区別研修会の実施及び、基腐病対策の早期確立に向けたプロジェクトチームを大隅、南薩、熊本地域で立ち上げ生産者ヒアリング、巡回指導、実証圃の設置、さらには、かんしょ重要病害虫被害対策事業などを活用した支援などが行われることになっております。

	<p>以上のような、調査結果を踏まえ、国・県が実施する次期作対策への施策を十分に活用するとともに、次のことを提言いたします。</p> <p>①さつまいも振興会を中心に研修会等を通じた、病害に対する全生産者の意欲高揚、畜産農家等と連携した輪作体系及び被害の甚大な圃場における作物転換などへの徹底指導。</p> <p>②期待される治療剤（アミスターFL）購入への上乗せ支援。などを要望いたします。</p> <p>終わります。</p>
	（笹原文教産業常任委員長、降壇）
水口議長	これで諸般の報告を終わります。
	日程第4 行政報告
水口議長	日程第4「行政報告」を行います。 町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。
	（木場町長、登壇）
木場町長	<p>皆さんおはようございます。9月議会以降の行政報告を申し上げます。会議等の参加状況につきましては、別紙の報告のとおりでございます。</p> <p>新型コロナウイルスにつきましては、国内でも第3波と思われるような感染拡大が続いております。その影響を受けて、錦江町田代に誘致企業として進出していただきました「サンライズコスモス社」の田代工場が今年末をもって廃業することになりました。シニア向けの衣料品が主なものであり、コロナ禍で国内最後の工場として頑張ってこられましたけれども、操業停止をせざるをえないというようなことでありました。また、同様に一昨年前、サテライトオフィス地域活性化センター神川に進出していただきました「あしたのチーム」さんにつきましても、国内のサテライトオフィスの統合を進めてこられましたが、コロナ禍の影響で、本町に勤務していた職員が退職することから今年末で閉鎖することになりました。誠に残念なことであります。今後につきましては、ワーケーションの誘致などアフターコロナに向けて、新たな働き方ができるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのため、今月23日から国内のワーケーションの第一人者と言われております「ユニリーバ」の島田さんに来ていただき、本町の取り組みの現状や今後の取り組みについて、示唆をいただきたいと考えております。</p> <p>さつまいも病害対策については、先ほど委員長報告もありましたけれども、9月21日、11月8日に地区内の圃場視察を兼ねて、森山代議士と生産農家との直接の意見交換などが行われてきました。また、町内のさつまいも振興</p>

	<p>会も検討会を行うなど、国・県の支援に合わせて町独自の取り組みなどについても検討がなされているところであります。国の補助制度につきましては昨年の事業を継続し、新薬に対する補助、被害割合に応じた被害補助等が導入される予定でございます。</p> <p>また、長年の懸案事項でございました大隅縦貫道に関しましては、塩田知事が就任後、今年の8月、そして10月8日には森山代議士の同席をいただきながら、国土交通省・財務省への要望活動を行ったところでございます。都城志布志線の予算が令和2年度で完了することなどからその事業予算枠を大隅縦貫道、吾平道路、大中尾に加えて田代地区からの事業着手に期待したいと考えております。</p> <p>ふるさと納税が昨年よりもさらに増額しております。未来づくり課の職員や返礼品事業者の取り組みの成果であろうかと考えております。また、鹿児島市の宇宿商店街や城山ストアさんなどとの協賛により鹿児島市内で錦江町特産市を開催することになっております。コロナ禍で厳しい状況でありますけれども、新たな取引先を確保し、町産品の販路拡大を図り、町民の所得向上を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で行政報告といたします。</p>
水口議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 議案第53号
水口議長	<p>日程第5、議案第53号「令和2年度錦江町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第53号「令和2年度錦江町一般会計補正予算（第9号）について」提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額454万7,000円の増額で、累計は76億7,512万2,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出については、ふるさと納税事業における手数料を5,697万7,000円及び元金積立金を4,300万円、神川小学校障がい児等対策施設整備業務委託料を2,981万円、並びに鶏糞炭化施設の用途廃止に伴う国・県支出金返納金を3,095万7,000円それぞれ増額するとともに、新型コロナウイルス対策費における事業の完了に伴い補助金を6,191万9,000円減額するものでございます。また、歳入につきましては、固定資産税を500万円、学校施設環境改善交付金を942万6,000円、ふるさと納税を1億円、並びに障がい児等対策施設整備事業債を1,900万円それぞれ増額するととも</p>

	に、国体の延期に伴う保健体育費補助金を2,766万6,000円減額するものであり、余剰財源につきましては財政調整基金の減額を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第1表「歳入歳出予算補正」の歳入1款「町税」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から10款「教育費」まで、第2表「継続費補正」及び第3表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい。6番、池田君。
6番池田議員	まず1点目は13ページですが、一般寄附金「ふるさと納税」で1億円の増額を見込んでおられますがその根拠をお知らせください。2点目は、夏祭り事業資金を活用し、ふるさと納税返礼品の品目案内や普及を目的として、運賃を町が負担されましたが、町内では大変好評だったわけですが、その後何らかの変化が聞かれなかったか、お知らせください。3点目は郷土誌についてですが、合併前に旧両町2町におきましては郷土誌が発刊され発売も行われましたが、現在その販売状況というのはどうなっているのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	ふるさと納税については、詳細は未来づくり課長に答弁させますが、昨年在1億8,800万程度でありましたけれども、昨年と同時期に比べて見込みがそれなりに増えているということが原因でございます。あと、町民向けの返礼品の発送の状況等についても同じく未来づくり課長に答弁させます。郷土誌の件については政策企画課長が答弁します。
水口議長	はい、未来づくり課長。
高崎未来づくり課長	ふるさと納税の歳入の増額についてご説明いたします。ふるさと納税につきましては、寄附額が11月末現在で1億2,697万円程度いただいております。昨年度より1.6倍増えています。昨年の12月はひと月で8,500万円程度の寄附をいただいております。今年度の増加率で算出しますと12月は1億2,000万円程度の寄附があるのではないかと予測しております。今回そういったことから1億円の増額をしまして、総額で2億5,000万円の寄附を見込んでいるところでございます。それから、ふるさと便の効果についてでございますが、議員もおっしゃったように事業者さんからも町民さんからも大変好評でありまして、今回12月のこの補正で御歳暮に合わせたふるさと便ということでまたお願いをしているところでございますが、私どもの目的としましては、品物を貰われた方がふるさと納税をしていただけるというようなことも目的としておりましたけれども、寄附されている方がですね、ふるさと便をいただいた方なのかどうかというのが、私どものほうでも把握するのが難しい状態

	<p>で、具体的にどれぐらい、ふるさと便を頂いた方が寄附をされたかということは私どものほうでも分かっておりませんが、今申しましたように11月末現在で昨年度より寄附額が1.6倍も増えておりますので、少しは効果があったのではないかなあというふうに思っているところです。以上です。</p>
水口議長	<p>はい、政策企画課長。</p>
新田政策企画課長	<p>それでは郷土誌の販売状況でございますけれども、現在皆さんご存じのように、田代町誌と大根占町誌と2つに分かれておりまして、まだ1つに統合してございません。それと販売先についてもですね、従前から田代町誌は教育委員会で、大根占町誌は政策企画課で販売しているという状況でございます。今回増額をいたしましたけれども、これにつきましては当初、販売冊数1冊ということをご想定しておりましたけれども、既に1冊が販売、政策企画課のほうで販売されましたので、それに対する増額でございます。問い合わせはポツポツございますけれども、やはり今後の課題としましては郷土誌の統合も含めましてですね、ある程度整理をしてさらに歴史の振り返りというところも含めまして、後世に残す必要があるのかなというところもでございます。以上です。</p>
水口議長	<p>はい、6番、池田君。</p>
6番池田議員	<p>ふるさと納税とこの郷土史を組み合わせると、郷土史は貴重な書籍ですので、特別にふるさと納税の品目に加えるとか、あるいは町が運賃を補填する場合にはですね、この郷土史も含めてそういうことはできないのか、伺います。</p>
水口議長	<p>はい、木場町長。</p>
木場町長	<p>郷土史をふるさと納税の返礼品にしているという自治体を私もまだちょっと見ておりません。未来づくり課等と内容等について検討していきたいというふうに考えております。</p>
水口議長	<p>はい、6番、池田君。</p>
6番池田議員	<p>郷土史はやっぱり貴重な書籍ですので、町外に出られた方たちもやはり手にとってみたいんでしょうけれども、ある程度高額でもあります。また、郷土史の在庫をできるだけ少なくするため、それからいろんな方法で読んでもらいたいためですね、何らかの手だてが必要でありますので、検討してくださいませようお願いします。終わります。</p>
水口議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>はい、7番、川越君。</p>
7番川越議員	<p>3点ほど伺いをいたします。まず、21ページ、民生費の中の負担金補助及び交付金の中に、手をつなぐ育成会運営補助が当初予算と同額、今回減になっております。これについては組織が崩壊したのか、あるいはコロナ禍で活動ができなかったのかその補助金の減額するのか、その辺の理由を。それ</p>

	と 25 ページ、観光費の中で委託料が減額になっております。恐らくコロナで出来なかったということで理解をするわけですが、観光振興基本計画策定業務については本町の観光の基本的な策定であろうと思いますので、この 300 万が予算執行残なのか、それともどうなのかということの減額の理由。もう 1 件は、29 ページの学校建物管理費の中に、修繕料維持管理費の 130 万が増額になっております。これについてはどういった意味での増額なのか、お伺いします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	手をつなぐ育成会の運営補助につきましては、昨年代表者の方が来られて、今後この育成会を運営することがもうメンバーかれこれ含めて難しいということで、協議会を解散したいという旨の申し出がありました。それ以外のことについては、保健福祉課長が補足を説明いたします。それから、観光課の委託事業については、コロナ禍の影響で実施が難しいというふうに判断したものでございます。観光振興計画につきましてもこれは執行残ではなくて、本年度執行することが難しいというようなことから、来年度へ見送りをしようというような経緯でございます。それから、学校施設関係については教育課のほうで詳細を説明させます。
水口議長	保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	町長が答弁したとおりでございますが、正式に解散が決まりましたのは今年度に入ってからでございますが、当初計上いたしておりましたが、全く活動してないということで全額おとしたところでございます。以上です。
水口議長	はい、観光交流課長。
中島観光交流課長	観光振興計画の減額についてでございますが、今町長が説明しましたとおりでございますが、基本的に今回の計画の中に盛り込む予定がですね、今まで観光交流課の事業におきましてやってきた交流事業、そしてイベントPR活動等ですね、専門的な観点から現場に入っていていただいで検証していただく、そしてそれをどのように展開していくかという計画に盛り込む予定でしたので、その重要な部分である交流事業等がですね出来なくなったことから、延期したものでございます。以上です。
水口議長	はい、教育課長。
今熊教育課長	学校建物管理費の 130 万の増についてお答えいたします。これにつきましては、田代小学校の来年度入学予定の医療的ケア児の特別支援室の改善に要する経費でございます。1 番大きなものは手洗い場とか、水回り施設が 130 万のうちのほとんど占めているところです。あと換気扇ですね、そのような医療に対応できる施設に改善するための経費でございます。以上です。
水口議長	はい、7 番、川越君。

7 番川越議員	<p>手をつなぐ育成会はですよ、もうほとんどメンバーはいらっしゃらない、1人2人とかいうような実情なのかどうかということと、それから、振興計画についてはこれまでコロナでいろんな事業が出来なかったのが計画は出来ない、でも今のような状況の中で令和3年度にできるのかどうかということも疑問ではあると思うんですが、その辺については近々の状況を見ながら判断されると思うんですが、基本的なものというのは出来ないものなのかなあと、素人ですのでそういうふう考えたところが1点、それと、学校の関係については、田代小であります、この程度の整備ですよ、来年受け入れができるのか、もっと他にいろんなその改善すべきことがあって予算をもうちょっと必要にするようなことはないのかということと、それから神川小の部分もあります、その辺ですよ、果たしてこれだけの今回あげられている予算で足りるのか、もっとこう何か改善すべきことがこれから生まれてくる予想ができるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどういった部分があがってくるのかなという、そういうことを考えております。その辺をお願いします。</p>
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	<p>手をつなぐ育成会につきましては、障がいをお持ちの方々の保護者によって、もう長い間運営されてきたわけなんです、これも発足当初は違ったかもしれませんが、もう長期間にわたりまして実際活動されるメンバーが2、3名であると。ずっと同じ方が代表をつとめていらしゃったんですが、近年そういう少ない状況で活動らしい活動ができないということで、肝属郡のほうにも上位の団体がございまして、そこも相談されまして、やむを得ずといいますか、もう今回でおしまいにしてしようという結論を出されたということでございます。議員がおっしゃったとおり、活動が立ち行かないということで解散を決められたところでございます。</p>
水口議長	観光交流課長。
中島観光交流課長	<p>今のご質問でございますが、今まで錦江町の観光交流課として取り組んできた部分の重要なポイントはですね、車で2時間以内のところをターゲットに絞った交流事業というのを中心的に行ってきています。その結果ですね、その部分が1番重要な部分でございましたので、そこをどういうふうに展開していくかというのがですねやはり1つの重要な、今回の計画に盛り込む重要な部分だというふうに判断した関係で、今のこのコロナ禍で計画を作った場合やはりちょっとコロナ禍の計画に偏ってしまってますね、アフターコロナの計画にそぐわない可能性が出てきましたので、延期させていただいたところです。</p>
水口議長	はい、教育課長。

今熊教育課長	<p>他の経費はないかということですが、今回の改修で今の修繕料の130万を計上させていただいたのと、学校用備品151万5,000円というのも、同じくケア児の関係でございます。主なものはですね連動式ベッドが50万以上するというので、そういう形でいろいろ備品が151万5,000円組んでございます。全体的には、エレベーター工事が5,000万弱、そして、この修繕料、備品、それから、もちろん特別支援員等の経費も見ていかないといけないと思います。それは来年度の当初予算等が出てくると思います。それから、看護師が必要になってきますので、看護師のまた経費がですね、来年度の当初予算でお願いしたいと考えているところでございます。それから、神川小学校の関係は令和4年度からになるんですけれども、今回計上させていただいた部分は明繰としてさせていただく予定ですが、神川小学校の場合は医療的ケアを必要としないので、施設を改善すれば一旦それで終わりというような考え方で、あともろもろちょっと出てくるかもしれませんが、基本的には階段昇降機をですね、設置すれば神川の分はそれで終わるという考え方でございます。以上です。</p>
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	<p>障がい児を受け入れた場合にですね、やっぱりその他の子どもたちの接し方、当事者の心のケアとか、あるいは体育の授業、音楽の授業など授業場所を変えていく時の対応など、そういったマニュアルというのもおかしいですけども、子どもも先生も家族も親もですね、いろんなことを心がけておかなければ、受け入れというのもスムーズにいかないし、運営も大変だろうと思うんです。ですから、支援員をつけたり看護師をつけたり、その辺はわかりますが、子ども、PTA、先生方とか、そういったその子に関わる広範囲のいろんなマニュアルというようなものが必要なのではないかなあというふうに考えます。備品とかいろんな説明もさながらですね、受け入れる部分の準備というようなものも必要だと思うんですが、その辺については、私も素人なのでよくわかりませんが、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
水口議長	教育長。
畑中教育長	<p>3年前から準備委員会を発足する形で取り組んできたところでございます。ご懸念されています受け入れ体制については、学校を中心といたしまして準備委員会を設置しまして、どのような配慮をしていったらいいのかということも何回となく会議を重ねてきているところでございます。受け入れる子どもたちのケアの問題、先ほどメンタルのことをちょっとおっしゃいましたけども、幼稚園のときに知っている子どもたちではあるんですけども、そのために学校長のほうで説明会もしてございます。それから保護者に対してもPTAの会を通しながら説明会もしてございます。それから職員につい</p>

	<p>てはその体制づくりということで話をしているところでもございますし、例えば教育委員会として支援が欲しいというのがあれば、それに対するサポートを県のほうとも作っておりますので、連絡体制ができるかと思えます。十分に準備万端かというとなかなか難しいところがあるかもしれませんが、保護者のご意見を伺いながら、そしてその子どもが楽しい学校生活が迎えられるようになっていっているところがございます。そしてエレベーターが大体今年中にでき上がると思えますので、3学期の1・2・3月実際に使いながら校内での体験学習を進めて、スムーズな運営ができるようにしたいと思っております。以上です。</p>
水口議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>はい、9番、小吉議員。</p>
9番小吉議員	<p>農林水産業費の農地費、委託料、灌漑用水目的外利用調査業務委託が減額で450万でございます。「農政局との協議の結果、目的外使用不可能」と掲載しており、このとおりのことであつたんだろうと思えますけれども、調査業務委託をして、目的外利用は不可能という、門前払いを農政局からうけたという案件だと私は思ったりもするわけです。担当者は農政局あたりとそれ相応に話し合いをされ、そういう中でこの門前払いをうけたというようなことは、これはどうなんだろうかと。それでですね、どういう目的を持って灌漑用水の調査の業務委託をされたのかですね、そのところお聞かせいただきたいと思えます。</p>
水口議長	<p>はい、木場町長。</p>
木場町長	<p>結論から申し上げますと、小吉議員のおっしゃるとおりかなというふうには感じております。この件につきましては昨年、農政局あるいは土地改良区といろいろ協議をしましてまいりました。現在、町は、南部開発による給水とは別個に独自の農業用の水の管理を行っております。国営農地開発の水は、圃場以外での使用が今のところできないようになっております。そういう意味で、できることなら国営農地開発の水を茶工場あるいは畜産農家、また圃場以外のところで大根等を洗ったりする時の水として使えれば農家の方々も非常に便利になる、ということから勘案して、農政局とも何回か検討してきました。国のほうにも相談もしました。法律改正が必要であるということと、新たな水利権を取得する手続をとれば利用可能ということも指導いただきました。昨年、当初予算で農業用のトイレを造るということで、使用する水はわずかなので、国の水を使わせてもらいたいということが、事の発端ではあったわけですが、基本的に法律に違反した水の利用はできない、そうするためには新たな水利権の手続をしないといけない、そのためにはそれ相当のお金がかかるということで、着手しようというふうを考えて、このよう</p>

	<p>な結果になったところです。ところが、詳細を調べたところ、新たな水利権の手続を申請しても使える可能性があるのはほんのわずかであると、現在の国の法律ではそのような状況であることが明確になったところでございます。そういうことから、コンサルを通じて新たな水利権の手続をするよりも、国営農地開発事業の法律そのものの修正といいますか、そういう方向にシフトしていったほうが実現可能ではないかという判断から、この調査事業については取り下げるほうが町としては有利ではないかと判断した上でございます。以上です。</p>
水口議長	はい、9番、小吉君。
9番小吉議員	<p>ダム開発の水をですね、今現在、どういう使い方が許されているのかですね、そこをまず1点尋ねながら、次の質問に行きます。林業振興費の中ですね、高性能の林業機械の整備補助金が組まれております。ウィンチつきのグラップルという事業費が1,340万あるわけですがけれども、これはどんな機械でですよ、どこの業者が導入されるのか。そして、今伐採をやっておられると思いますけれども、南日本新聞でも連載で林業伐採については諸々あったわけでございますけれども、現在、倒伐かれこれ問題が生じてないのかですね、そこをわかっている範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思います。</p>
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	<p>まず、土地改良区の水の件ですが、基本的には圃場内で使う以外は許可されておられません。昨年、当初予算で農業用のトイレを造るわずか年間数トンの水も使ってはだめだというような状況ですので、基本的には圃場内で使う水のみが国営農地開発で許可された水利用でございます。例外的に1つだけ消火栓の水としては使用していいというのが、今現在のところ唯一の目的外使用で許可されている状況です。あと、林業関係については産業振興課長に答弁させます。</p>
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	<p>小吉議員の質問にお答えいたします。高性能林業機械整備につきましては、事業者さんは株式会社岩崎木材工芸です。ウィンチつきのグラップルは玉切りをして、そしてその木をですねダンプに積み込むという、トラックにですね積み込むということが複数できる機械ですので、先ほどおっしゃいましたとおり価格が1,342万です。補助がですね、町・県合わせて558万5,000円ということになります。それから、倒伐についての問題等につきましては、今年は1件だけありまして、車両が通過することによって家が揺れてひびが入ったりしないかということで大変不安がっております、そこにつきましては担当と私が行きまして、できるだけ低速で、そして機械が変えられるの</p>

	であれば小型のもので行ってくださいということをお願いしたところです。以上です。
水口議長	9番、小吉君。
9番小吉議員	次にですね、商工費の中でふるさと便の事業費が300万程度ありますが、私は昨日ふるさと便の送料が無料ですがどうですかということで、2件程度伺ったわけですがけれども、とても店側でもですね忙しくて嬉しい悲鳴を上げておられるなということで、この事業は本当に事業者も町民も喜んで利用されている事業だというようなふうに認識をしたわけでございます。心配するところはですね、今の調子でいけば、これは私の素人的な見方ですがけれども、この予算の中でお金が足りなくなった場合にはどうするのだろうかという一抹の不安が生じたものですからお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	夏に実施したふるさと便の結果に基づいて事業計画はされているものと思います。未来づくり課長に詳細は答弁させます。
水口議長	未来づくり課長。
高崎未来づくり課長	小吉議員のご質問にお答えいたします。 今回300万円補正をお願いをしております。この300万円の根拠と申しますのが、夏がですね2,800件程度ございまして、予算的に315万程度でした。しかし今回は期間が若干短いということで、夏は2ヶ月しましたけれども今回は25日間程度ですので、夏場より御歳暮のほうが需要は高いということでもありますけれども、期間が短い分、夏よりは少ないんじゃないかなということで一応300万円計上したわけですがけれども、もし足らなかった場合はですね、また財政のほうにお願いをしまして、流用、予備費の充当なりお願いすることになるのかなと思っております。以上です。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	今、補正にはでていないのですが、今小林市まで鳥インフルエンザが近寄ってきているという感じがします。錦江町もブロイラー農家も多く、鶏も飼っている人が結構いるんじゃないかと思うんですが、今このように近くにきているのに何か対策は、どのような対策をやっているのか、万全な対策はできているのかお聞かせください。
水口議長	笹原君。今回の補正予算には何も、その、鳥インフルへの対応でしょう、それは担当課に行って後でまたちょっと話をしてください。議会の場では補正に対しての質問を受けますので、皆さんよろしく申し上げます。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	19ページですね、コロナ対策費の補助金の中の大学生等学業・生活支援事業補助金が400万減になっているんですが、最初何名を予定しておられた

	<p>のか。現時点で支援をしたのは何名なのかですね。教えていただきたいと申します。それから、その行の1番下の発熱外来施設整備補助金、この説明をちょっとお願いします。</p>
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	総務課長、保健福祉課長に答弁させます。
水口議長	はい、総務課長。
舞原総務課長	<p>浪瀬議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、大学生等学業・生活支援事業補助金でございます。これにつきましては9月30日までの受付期間となっております、もう事業が実際終了しております。高校生につきましては151名、それから大学生について95名の方が受け取っていらっしゃるところでございます。この予算につきましては、高校生については名簿がはっきり上がってくるんですけども、大学生それから専門学生、短大生については、実際何人ぐらいいらっしゃるというのが分からなかったものですから、約150名程度と想定して予算を計上させていただいて、実際申請をされたのは95名ということになったところでございます。以上でございます。</p>
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	<p>ご質問のありました発熱外来施設整備補助金でございますが、コロナ対策と合わせてインフルエンザの流行など発熱患者が多くなりますと、町内の医療施設の混乱を非常に心配していたわけなんです、肝属郡医師会立病院のほうで発熱者を診察するというので、医師会立病院では国の助成等を受けまして発熱外来施設の改修工事を行っておりますが、予算に今回要求したのにつきましては、組み立て型のドーム型の施設でございます。患者が増えた場合にこの施設で診察、あるいは待合室にも使えるっていうものでございまして、面積が約2坪ぐらいの、先ほども申し上げましたが組み立て方のドームハウスということでございまして、病院の職員の手で組み立てができるものでございます。なお、組み立て型ということで、いろんな災害時にもいろんなところに持って行って組み立てられるっていうことでございまして、コロナが終息しました後もいろいろ汎用性のあるものではないかなというふうに判断しております。以上です。</p>
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	<p>学生への支援補助は合計でどれだけになっているのか、それから大学生に対しては周知徹底ができたという考え方でいいですか。それから、発熱のほうは2診療所を含めて全ての病院でということですか。</p>
水口議長	はい、総務課長。
舞原総務課長	先ほど申し上げましたように高校生が151名、それから大学生が95名です。

	<p>大学生についての周知でございますけれども、私どもは18歳から24歳ぐらいまでの年齢の方で町内に住民票がある方ということで拾い上げていきましたので、その中には仕事をされていらっしゃるとか、そういう方もいらっしゃるし、周知につきましては個々にしてくださいというのを1人1人に言えるものではございませんので、ちょっと平等性が欠けてきますので、学生のいらっしゃるご父兄の方々には誰か漏れはないですかということで伺いましたことはあります。以上です。</p>
水口議長	保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	本施設は、肝属郡医師会立病院に対する1つだけの補助でございます。以上です。
水口議長	2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	総務課長、皆さん広報紙かれこれで目を通されて、いいだろうと思うんですが、さっき聞いた合計で400万残っているわけなんです、高校生と大学生への補助金の出した額を教えてください。
水口議長	はい、総務課長。
舞原総務課長	合計の金額が446万でございます。予算額といたしましては672万円です。
水口議長	他に質疑ありませんか。 はい、3番、染川君。
3番染川議員	<p>29ページの、学校建物管理費の中で修繕料130万、先ほど同僚議員のほうからも質問がございました。今後、修繕等が発生したときにはどういう対応するのかという質問があったんですけども、確認の意味での質問をいたします。来年の4月から入学ということでいろんな対応を今されていると思うんですが、小学校も義務教育ですから、学校生活をずっと進めていく中で2年、3年となったときに、学年1クラスでしようからずっと進んでいく、その場合に教室が変わったときにはまたその都度その周辺を改修していくのか、その確認と、それから今後どういふようになっていくか分かりませんが、恐らく親も、それから他の子どもたちの親もどちらも覚悟していかなければいけないというふうにも思うんですが、こういうコロナ禍の状況の中でインフルエンザ等も発生する、いろんな目に見えないウイルス・病気等が発生する、そうした場合にその時々に対応というのはしっかりしてもらわなければいけないというふうにも思っております。どちらとも被害を受けるようなことがあってはいけないというふうにも思います。そういうときの対応はどうするのかっていうのも、詳細な形で検討をしてもらいたいというふうにも思っております。それと義務教育ですから中学校までは、そのような状態で進んでいくというふうにも考えられます。そうなったときに、小学校生活を終えて中学校に行くとなった場合には、中学校でもこのような体制を</p>

	とられるのか、その確認もお願いします。
水口議長	はい、教育長。
畑中教育長	染川議員のご質問にお答えいたします。今後の子どもの対処についてということですが、設置を予定しています学校の教室は2階の部分に設置する予定ですので、そこからすると導線上はどの学年に進んでも有効になるようにということで設置してございます。ただ、成長とともにいろいろと変わってくるかもしれませんので、その際はまた改修等が必要になってくるかもしれないと思っておりますが、現時点では今の教室を選定するに当たっては導線まで一応予想しておりました。それから緊急時の対応ということで、例えば停電等の対応をどうするかとか、それから災害等の時はどうするかということで、医療機関と消防署等とも連携をとりまして、そういう緊急マニュアルも作成してございます。今話をしました各関係機関との運営、第1回目の運営委員会を11月に行いまして、そして先ほどお答えしましたとおりエレベーターが完成した時点で、当該の学校でみんな集まってもらって現場で確認しながらしてみましようかと、保護者も子どもの命が最優先ですので、緊急時には学校への登校ではなくて、医療機関に入院させますと、そういう対応をとりますというところで具体的に話を集めているところでございます。それから小学校が終了した後中学校はどうするのかと、一応保護者の意向としては進学をしたいということでしたので、進学するであろう学校の改修をまたお願いすることになるかもしれないとは想定しております。以上です。
水口議長	他に質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	はい、質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。
水口議長	これから、議案第53号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第9号)について」を採決いたします。 お諮りします。議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第53号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第9号)について」は、原案のとおり可決されました。
水口議長	ここで、休憩に入りたいと思います。 11時15分より開会いたします。

	11:09 休憩 11:18 再開
水口議長	それでは、休憩を解いて会議に入ります。
	日程第6 議案第54号
水口議長	日程第6、議案第54号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	（木場町長、登壇）
木場町長	議案第54号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額427万2,000円の増額で、累計は14億2,640万6,000円となりました。 主な内容につきましては、歳出につきまして、保険給付費の一般被保険者療養給付費を732万7,000円、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を226万9,000円増額するとともに、保健事業費の保健衛生普及費を201万9,000円、特定健康診査等事業費を338万7,000円減額するものでございます。歳入につきましては、繰越金を1,557万5,000円増額するとともに、国民健康保険税を483万8,000円、県支出金の保険給付費等交付金を540万5,000円、並びに繰入金を138万2,000円、それぞれ減額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（木場町長、降壇）
水口議長	これから質疑を行います。 第1表「歳入歳出予算補正」の歳入1款「国民健康保険税」から6款「繰越金」までと、及び、歳出1款「総務費」から6款「諸支出金」まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第54号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。 お諮りします。議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	異議なしと認めます。

	したがって、議案第 54 号「令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議案第 55 号
水口議長	日程第 7、議案第 55 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	（木場町長、登壇）
木場町長	議案第 55 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 402 万 7,000 円の増額で、累計は 13 億 697 万 4,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出につきましては、保険給付費の高額介護サービス費を 130 万 9,000 円、特定入所者介護サービス費を 161 万 6,000 円増額するとともに、地域支援事業費の一般介護予防事業費を 82 万 6,000 円減額するものでございます。また、歳入につきましては、国庫支出金を 402 万 7,000 円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（木場町長、降壇）
水口議長	これから質疑を行います。 第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 3 款「国庫支出金」及び歳出 1 款「総務費」から 4 款「地域支援事業費」までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 55 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 55 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 55 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 56 号

水口議長	<p>日程第8、議案第56号「令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	（木場町長、登壇）
木場町長	<p>議案第56号「令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額17万7,000円の増額で、累計は1,029万9,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出につきまして、諸支出金の一般会計繰出金を19万5,000円増額するとともに、歳入につきましては、繰越金を19万3,000円増額するものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	（木場町長、降壇）
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第1表「歳入歳出予算補正」の歳入2款「繰入金」及び3款「繰越金」歳出1款「総務費」及び2款「諸支出金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第56号「令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第56号「令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第9 議案第57号
水口議長	<p>日程第9、議案第57号「令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	（木場町長、登壇）

木場町長	<p>議案第 57 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、累計は 1 億 5,130 万 6,000 円で、変更はございません。</p> <p>主な内容につきましては、歳出につきまして、総務費の簡易水道維持費 170 万 4,000 円を増額するとともに、予備費を 100 万円、並びに基金積立金を 60 万 3,000 円減額するものであります。歳入につきましては、財産収入を 1,000 円増額するとともに、事業収入を 1,000 円減額するものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 1 款「事業収入」及び 4 款「財産収入」と歳出 1 款「総務費」から 5 款「予備費」までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 57 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 57 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 57 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 10 議案第 58 号
水口議長	<p>日程第 10、議案第 58 号「錦江町議会議員及び錦江町長選挙による選挙運動の公費負担に関する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第 58 号「錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されることに伴い、町議会議員及び町長選挙に係る選挙公営制度に関する事項を規定</p>

	<p>したいため、本条例案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第 58 号「錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 58 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 58 号「錦江町議会議員及び錦江町長の選挙による選挙運動の公費負担に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 11 議案第 59 号
水口議長	<p>日程第 11、議案第 59 号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第 59 号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明申し上げます。 同議案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げる等の改正が行われたことから、本条例案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 59 号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 59 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 59 号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 12 議案第 60 号
水口議長	<p>日程第 12、議案第 60 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
水口議長	<p>議案第 60 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、並びに同組合規約の一部変更につきまして、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 60 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 60 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 60 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は原案のとおり可決され</p>

	ました。
	日程第 13 議案第 61 号
水口議長	日程第 13、議案第 61 号「指定管理者の指定について」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 61 号「指定管理者の指定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、神川大滝公園の指定管理者の指定期間が、令和 3 年 3 月 31 日をもって終了することから、指定につきまして、本案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい、3 番、染川君。
3 番染川議員	指定管理につきまして、県内各地、市町村で指定管理をしているところの事業所が撤退というようなところは非常に多くなっております。本町ではこういう形で継続して指定管理をしてもらわなければならないわけですが、本町の他の施設にしても同じ事業所が継続して指定管理を受けて事業を継続されております。そういう中でこのコロナ禍の非常に厳しい状況の中、行政として今後も指定管理が継続して、またその事業所が経営的にも安定していけるような対策というのを検討してもらいたいと要望いたします。
水口議長	木場町長。
木場町長	指定管理をしている施設はいくつかございます。その中でも経営状況に応じて、議員の皆さんにお願いした経緯もございます。特に今年はコロナ禍で、夏場の 1 番収入のかき入れ時にお客さんが少なくなるという事態も発生しております。それについても、議員の皆さんにご了解いただいて、部分的に委託を増やしたりなどしておりますので、染川議員がおっしゃるとおり、なるべく委託する側も管理を受ける側も、双方がちょうどいい折り合いになるようなところを探しながら、引き続き指定管理の制度を維持していきたいというふうに考えております。
水口議長	他に質疑ありませんか。5 番、池迫君。
5 番池迫議員	今回、この指定管理者への申し込み事業者はここ 1 件だったのか、それから山王物産が受け入れされたというようなことでありますが、逆にですよ、山王物産のほうから町へ運営に当たっての要望とかそういったことはなかったのか、お伺いいたします。
水口議長	観光交流課長。

中島観光交流課長	ご質問にお答えいたします。まず、公募に当たりましては1件。町内の事業所を限定いたしました関係で、1件だけの応募でございました。ヒアリングの中でですね、向こうからもそうですけれども、やはりこちら側からも、コロナの関係で社会情勢等が大きく変化すると予想されるので、それを踏まえた上での経営計画等を出してくださいとしまして、ご提案いただいたところでございます。その中で、やはりリスクを分散するという形で、大滝の茶屋の運営だけでは経営をしないで農業など他の経営をしながら複合的にやっていくというような提案をしていただいたところです。山王物産からのお願い事といたしましては、今工事で大橋の吊り橋を渡れないという関係で、その辺の注意看板等をいろんな所に出していただきたいという要望のみいただいております。以上です。
水口議長	他に質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第61号「指定管理者の指定について」を採決いたします。 お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第61号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。
水口議長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。 次の本会議は明日10日の予定でございますので、申し添えておきます。
	11:41 散会